

中札内村下水道施設指定管理者選定基準

中札内村下水道施設管理を行う指定管理者（管理業務を実施する団体）を募集します。

1. 維持管理施設の名称所在地

名 称	所 在 地
中札内浄化センター	中札内村中札内西2線210番地13
西1線橋前マンホールポンプ場	中札内村西2条南6丁目12番地地先
養護学校前マンホールポンプ場	中札内村東4条南1丁目12番地地先
下水マンホール	中札内村市街地

2. 施設の規模等

	現況（令和7年度末データ）
処理面積	158.1ha
処理人口	2,635人（水洗化率99.2%）
処理水量	処理能力1,520m ³ /日（2系列） 平均1,062m ³ /日、 晴天時最大1,161m ³ /日
処理方式	水処理 オキシデーションディッチ 汚泥処理 濃縮、脱水（遠心分離 241回/年）
中札内浄化センター	敷地面積1ha、床面積3,232m ² 、 緑地面積6,170m ² 、舗装面積1,350m ²
マンホールポンプ場	2箇所
管渠延長、マンホール数	25.7km マンホール数526箇所
供用開始	平成9年3月31日

3. 指定管理者が行う業務及び管理の内容（詳細は仕様書、運転管理要領のとおり）

- （1）中札内浄化センターの維持管理に関する業務
- （2）マンホールポンプ場の維持管理に関する業務
- （3）管渠（マンホール）の点検業務

4. 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間。

5. 指定管理料

村は、施設管理に必要な経費を委託料として指定管理者に支払うこととし、**支払い時期及びその具体的な金額は申請時の事業計画書で提案された金額に基づき、指定管理者と協議の上、年度毎に協定で定めます。**

6. 指定管理料の精算

年度毎の協定により定めた指定管理料は、維持管理業務を行うために要した経費に増減があっても、原則として変更しません。（企業努力により管理経費を節減した場合は収益に、管理経費が増大した場合は損失と**なります。**）

7. 中札内村及び指定管理者の負担区分
別紙、仕様書に記載のとおり

8. 応募資格

中札内村下水道施設の指定管理者に係る申請を行う者は、次の資格を有すること。

- (1) 法人その他の団体であること。(個人では申請できない。)
- (2) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項 (地方公営企業法等において準用する場合を含む。) の規定による指定の取消しを受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項又は地方公営企業法施行令第 21 条の 14 の規定に該当していないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等の規定により更正又は再生手続を行っていないこと。
- (5) 暴力団 (暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。) 又はその構成員 (暴力団の構成団体の構成員を含む。) 若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にないこと。
- (6) 理事その他の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処されている者がいないこと。
- (7) 道又は地方公共団体が行う建設工事の請負又は物品・役務の提供若しくは製造の請負の指名競争入札の指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 申請の前年度において中札内村税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (9) 類似施設の維持管理実績を 3 年間以上有すること。

9. 応募にあたっての留意点

- (1) 応募に関して必要な費用は、応募者の負担となります。
- (2) 中札内村が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、目的の範囲内であっても、無断で第三者に使用させ、または内容を提示することを禁止します。
- (3) 応募にあたって提出した書類の提出期限後の差し替え、再提出はできません。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに、所要の措置を講じることがあります。
- (5) 提出された書類は、返却しません。
- (6) 提出書類及び選定結果については、公表します。

10. 関係法規の遵守

- (1) 業務を遂行する上で関連する法令等を遵守しない場合は、指定の取消し、停止、解除をすることがあります。
- (2) 指定管理者は、正当な理由がない限り、住民の利用を拒んではなりません (地方自治法第 244 条第 2 項)、また利用することについての不当な差別的取扱いをしてはなりません。(地方自治法第 244 条第 3 項)
- (3) 指定管理者の指定業務に関する個人情報の取扱いについては、中札内村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 11 条第 1 項及び第 2 項が適用になります。

11. 提出書類

- (1) 指定申請書 (第 1 号様式)
- (2) 下水道施設指定管理者事業計画書 (第 2 号様式)
- (3) 収支計画書 (第 3 号様式)
- (4) 当該団体の経営状況を示す書類

(5) その他中札内村が別に定める書類

①応募資格を有していることを証明する書類

応募資格の見出し符号	区 分	提 出 書 類
8の(1)	法人の場合	寄付行為 登記事項証明書の写し
	法人でない場合	寄付行為、規約その他これらに類するもの 代表者の住民票の写し
8の(2)(3) (4)(5)(6)	全ての団体	8の(2)(3)(4)(5)(6)に該当しない旨の申立書(別記第1号様式)
8の(8)	納税義務が有る場合	納税証明書の写し
	納税義務がない場合	納税義務がない旨を記載した申立書
8の(9)	全ての団体	類似業務受託実績調書(別記第2号様式)

②定款又は規約

③法人等の経歴書(別記第3号様式)

(6) その他村長が別に定める書類

1 2. 事業計画の記載内容

別添「下水道施設指定管理者事業計画書様式(共通)及び記述要領」を参考のうえ、具体的に記入して提出すること。

1 3. 提出部数及び提出方法

提出部数は2部(うち1部は製本しないで提出してください。)、提出方法は持参とします。

1 4. 申込み書類の提出先

〒089-1392 北海道河西郡中札内村東1条南1丁目2番地1
中札内村役場 施設課施設グループ

1 5. 説明会及び質疑等

(1) 応募書類、指定管理業務等についての説明会を次のとおり開催します。

日時 令和8年9月14日(月) 10時から

場所 中札内村役場庁舎 会議室2

(2) 本指定管理者選定基準、仕様書等に対する質疑は、「質問書様式」(様式は任意)により、令和8年9月18日(金)までに上記の書類提出先まで提出してください。

1 6. 申込受付期間

令和8年9月30日(水)まで

1 7. 選定方法及び選定基準

応募書類に基づき「施設指定管理者候補者選定委員会」において、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

(1) 管理運営の遂行能力(会社の経歴、財政状況、類似施設実績、人員、有資格者、職員の育成・研修体制等から判断)

- (2) 管理運営の考え方、コンセプト（施設維持管理業務の基本方針、取り組み姿勢、自社の優位性等から判断）
- (3) 維持管理計画の内容（各種業務の運転方法、保守点検、小修繕計画が的確か）
- (4) 緊急時の対応方針及び安全管理方針（緊急時の対応が速やかに対応できるか、また、安全対策・バックアップ体制が万全か）
- (5) 収支計画の内容（見積内容と事業計画の整合性、経費節減効果から判断）

18. 選考結果

令和8年11月上旬ごろまでに応募者全員にお知らせします。

19. その他

選定委員会の候補者選考の意見を受けて、中札内村が指定管理者の候補者を選定し、村議会の議決を経て指定します。

20. その他の問合せ先

中札内村役場 施設課施設グループ

TEL 0155-67-2496 FAX 0155-68-3911

E-mail : jyounge@vill.nakasatsunai.hokkaido.jp